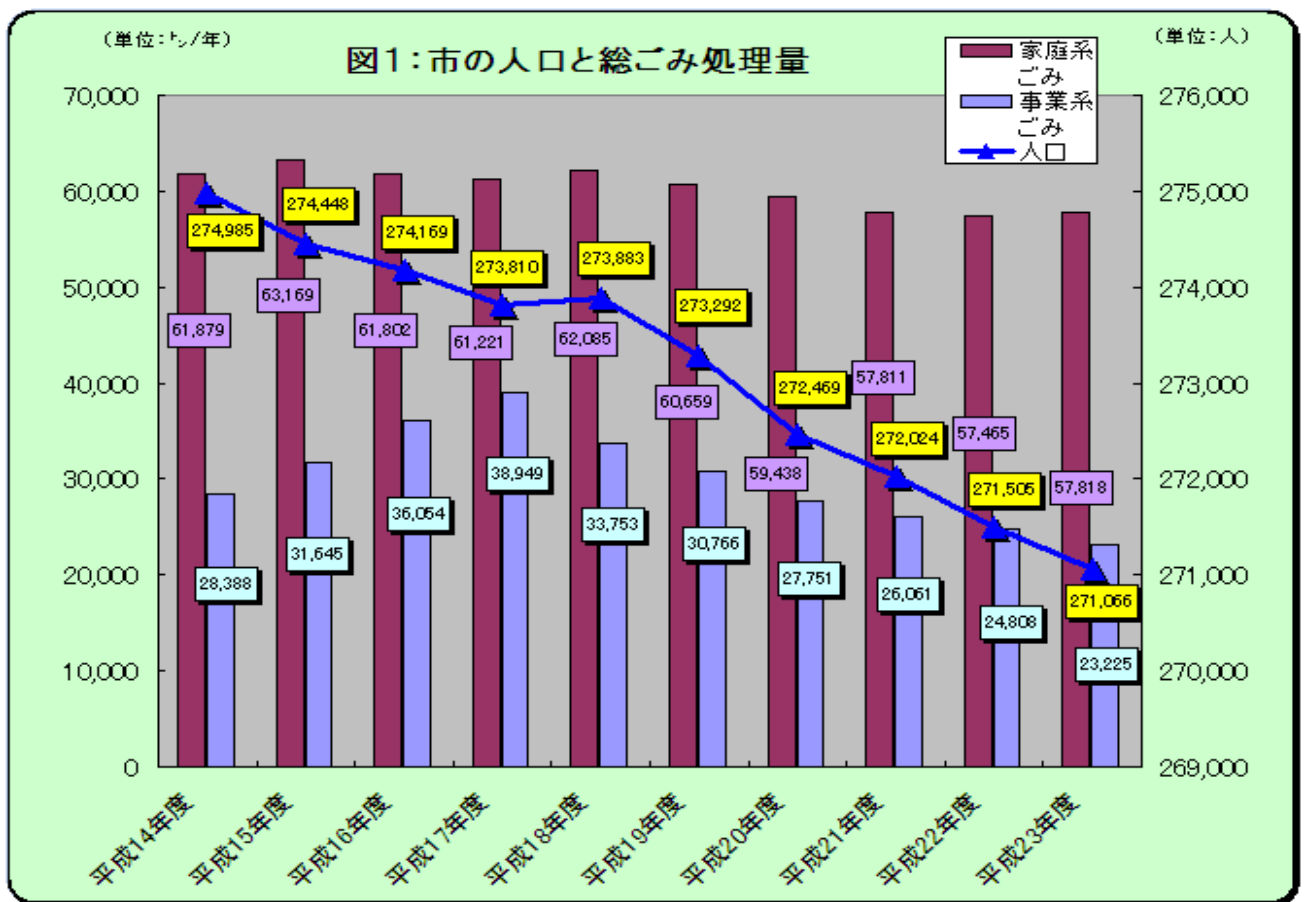


1 家庭ごみの有料化の必要性について

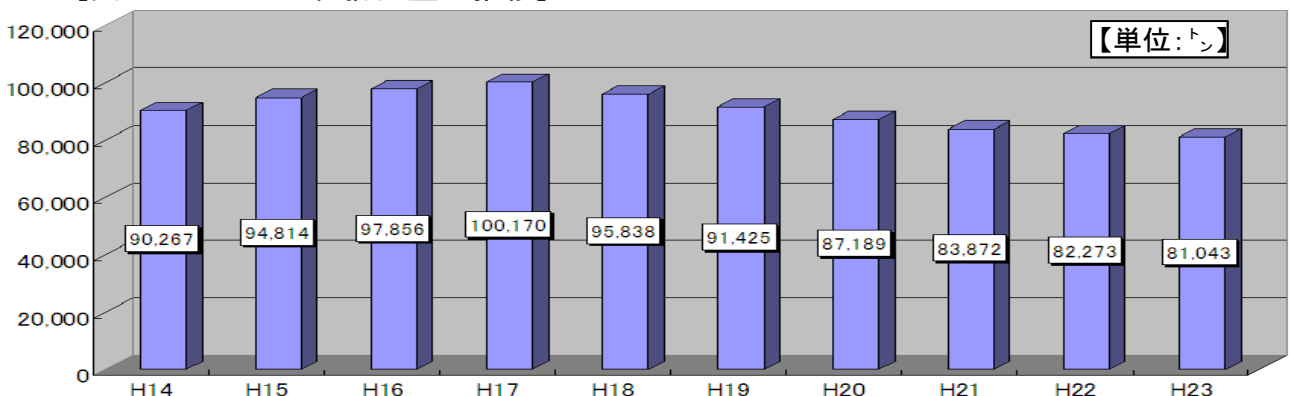
1. 本市のごみ処理の現状

本市の人口は概ね27万人で推移してきています。一方、収集ごみについては、平成8年度からの5種分別・指定袋制の実施を皮切りに、平成13年度には粗大ごみ電話予約制度、平成18年度には事業系一般廃棄物(可燃(燃やすごみ))収集運搬業許可制度をそれぞれ実施し、また、平成21年度には、8種分別・指定袋制への拡充を図るなど、ごみの適正処理と資源化に取り組んできました。

その結果、事業系ごみについては、平成17年のピーク時と比べて約1万5千トン程度の減となっていますが、一方、家庭系ごみについては、平成15年度をピークに減少傾向を示してきましたが、近年ではその動きが鈍化しております。



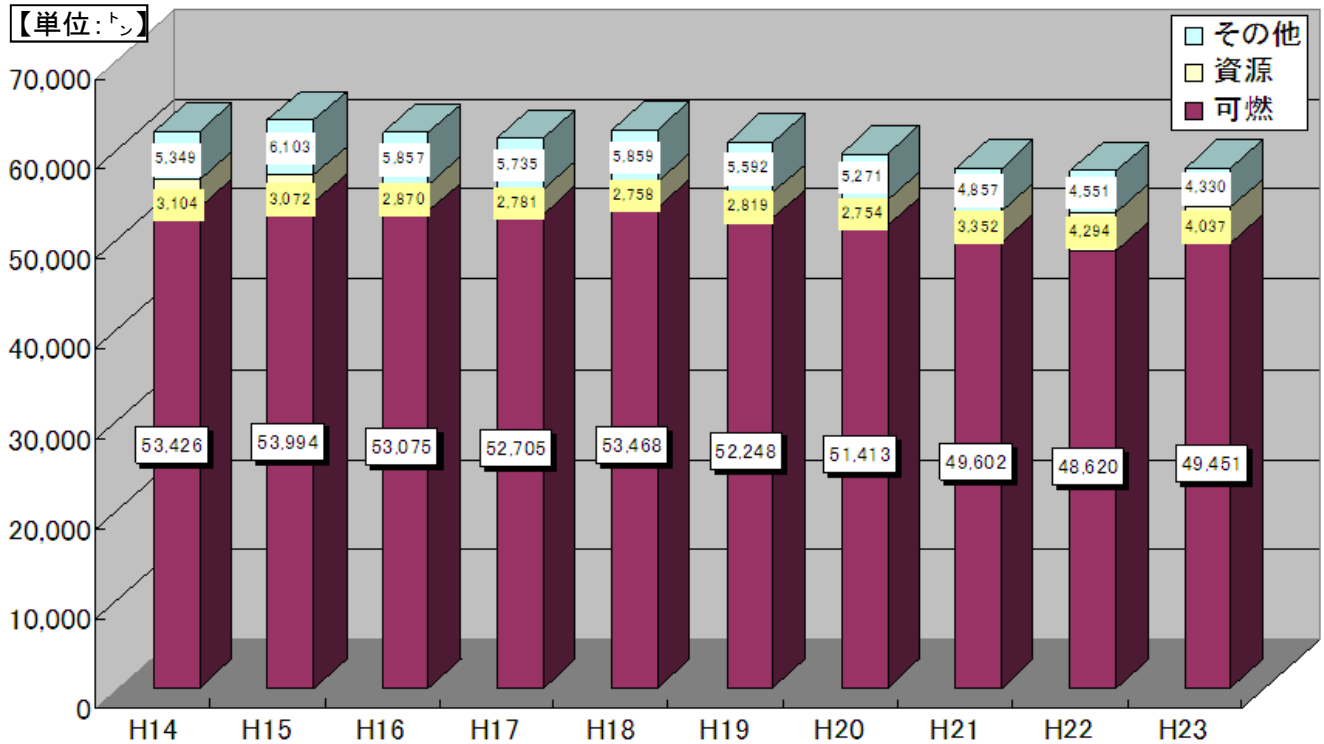
[図1-1 ごみの総排出量の推移]



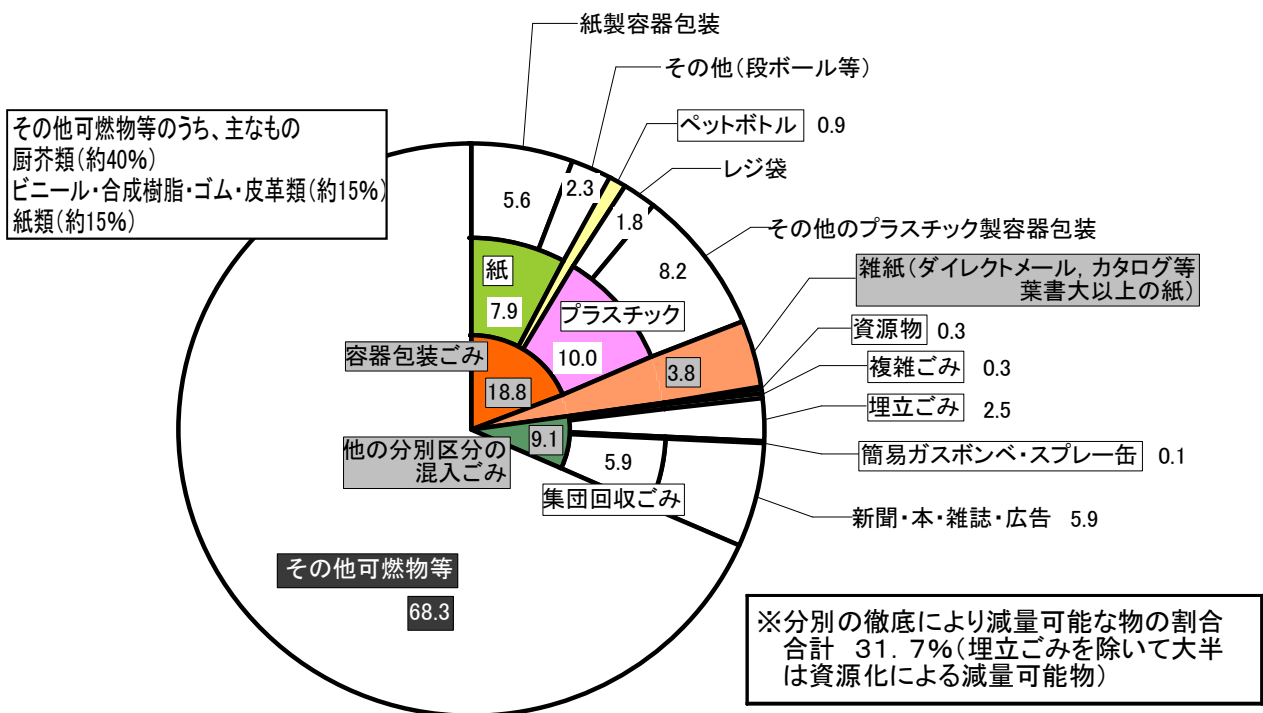
第2回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料
(資料No.6)

このうち、家庭ごみの内訳について具体的にみてみると、約85%が可燃ごみとして出されています。しかし、本市が毎年、実施しているごみの組成分析調査によれば、可燃ごみのうち約30%が資源化できるものであり、ごみの減量・資源化に対する更なる意識の向上が必要であると考えます。

[図2 家庭ごみの内訳]



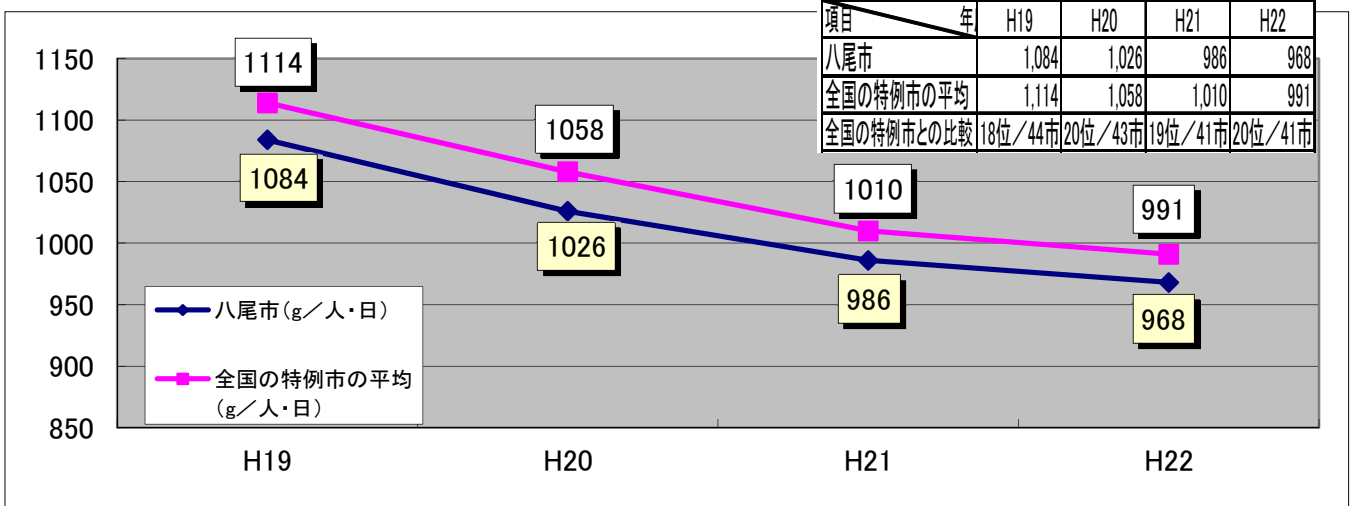
[図3 可燃ごみの組成分析結果(H23調査結果)]



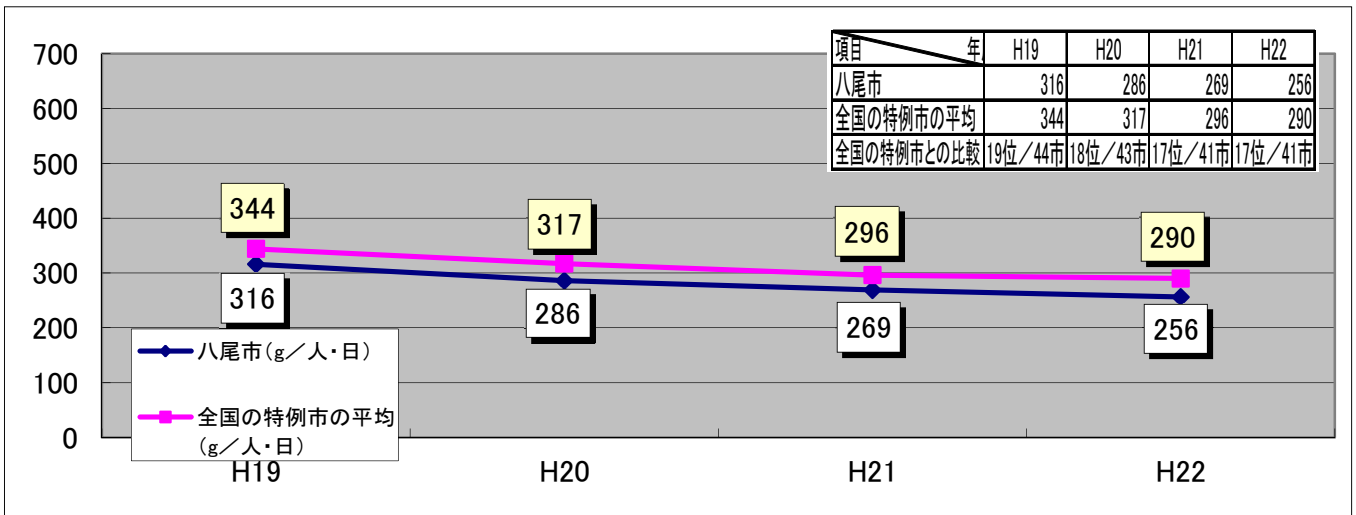
2. 特例市との比較

本市は、平成13年4月1日に特例市に移行しました。平成24年4月1日現在、全国の特例市数は40団体となっています。本市の現状につきまして、類似団体と比較したものが以下のとおりです。

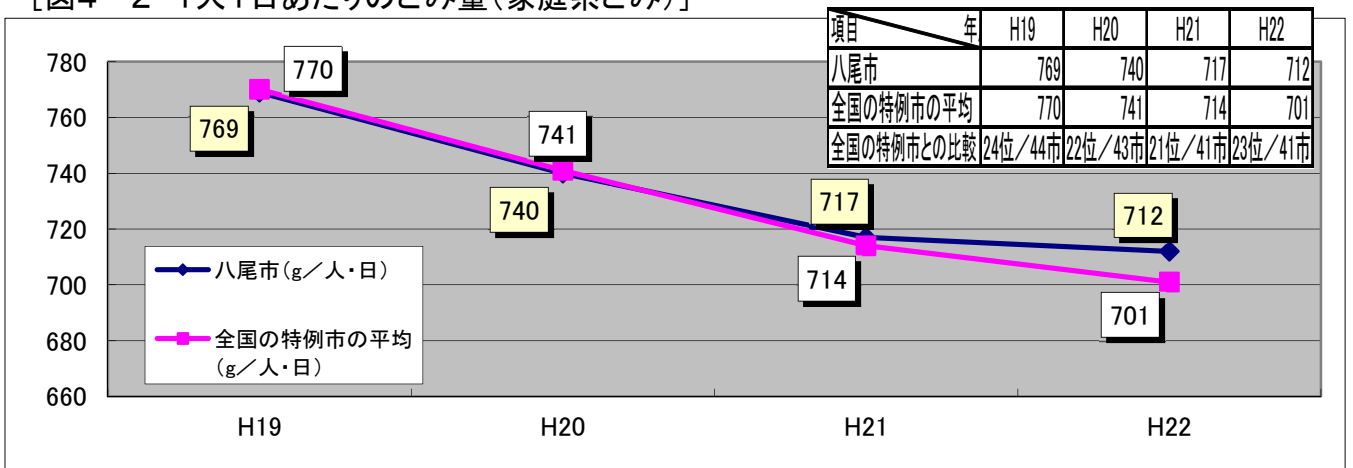
[図4 1人1日あたりのごみ量(全体)]



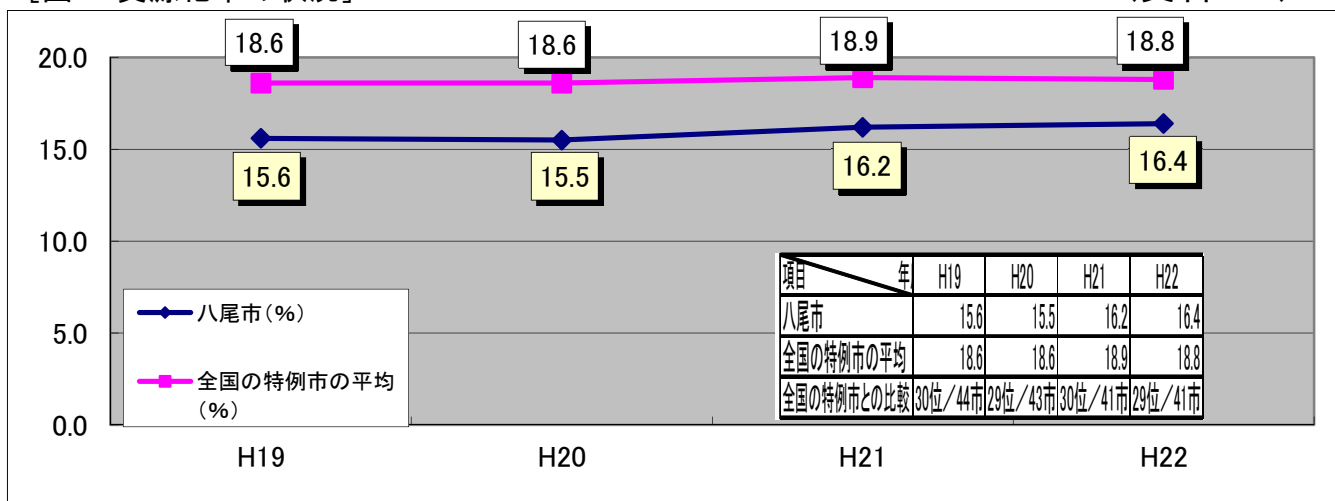
[図4-1 1人1日あたりのごみ量(事業系ごみ)]



[図4-2 1人1日あたりのごみ量(家庭系ごみ)]



[図5 資源化率の状況]



特例市と比較すれば、家庭系ごみと事業系ごみを合わせた全体の排出量では、八尾市は特例市の中では中位程度となっています。とりわけ、事業系ごみについては、他の特例市と比較しても排出量が少なくなっています。

一方、家庭系ごみは他の特例市の平均を上回っているとともに、資源化率については平均より低い状況にあります。

このことから、本市として更に3Rを推進していく余地が有るとともに、市民一人一人の意識づけ・動機づけが必要であると考えております。

3. 八尾市が直面する課題

家庭ごみの有料化を検討するにあたり、八尾市が直面している課題についてまとめてみました。

【大阪湾フェニックス計画】

(経過)

高度経済成長による大量生産・大量消費社会を背景に、1970年代には最終処分場の確保が困難になり、とりわけ阪神間で枯渇した。

一方で、港湾管理者としても、港湾設備の用地確保が必要とされた。

こうした中、国において海面を埋め立て、港湾設備と最終処分場の両方を確保することを目的とした計画を公表し、昭和56年に広域臨海環境整備センター法が制定された。

昭和57年に、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)が設立され、平成2年から埋め立てを開始し、近畿圏から発生する廃棄物を受け入れてきた。

(目的)

近畿の自治体や港湾管理者が出資する事業であり、近畿圏から発生する廃棄物の処分を行う。

1. 近畿の2府4県の168市町村の家庭や工場から出てくるごみ、工事現場などから出てくる土砂などを適正に処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。
2. 港湾の秩序ある整備により、港湾機能の再編・拡充をはかること。

第2回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料

処分場	区画名	面積 (ha)	計画量 (千㎡)	埋立量 (千㎡)	うち H22 実績	残容量 (千㎡)	進捗 率 (%)	竣功済 面積
尼崎沖	管理型	33	4,782	4,288	66	494	89.7	
	安定型	80	11,000	10,597	143	403	96.3	27ha
	全体	113	15,782	14,885	209	897	94.3	
泉大津 沖	管理型	67	10,800	10,382	56	418	96.1	52ha
	安定型	136	20,000	16,931	506	3,069	84.7	54ha
	全体	203	30,800	27,313	562	3,487	88.7	
神戸沖	管理型	88	15,000	9,395	382	5,605	62.6	
大阪沖	管理型	95	13,975	938	688	13,037	6.7	
合計	管理型	283	44,557	25,003	1,192	19,554	56.1	*計画量 は廃棄物 処理法届 出容量
	安定型	216	31,000	27,528	649	3,472	88.8	
	全体	499	75,557	52,531	1,841	23,026	69.5	

近畿2府4県168市町村

府県名	市町村数
大阪府	33市10町村
京都府	10市9町村
兵庫県	25市9町
滋賀県	13市6町
奈良県	12市22町村
和歌山県	7市12町

※1期事業の泉大津沖と尼崎沖の管理型は廃棄物の受入終了済

(現状)

- 一般廃棄物:排出自治体の減量化の取り組みが進展し、受入量が計画に満たない状況
- 民間産業廃棄物:計画を上回るペースで受け入れ



民間産業廃棄物枠は平成26年度で不足する一方、一般廃棄物枠は平成51年度まで受け入れ可能の見通し

(問題点)

- 平成27年度以降、民間産業廃棄物の受け入れができなくなる
- 埋立地全体の竣功が遅れることにより、土地活用も遅れることになる

(廃棄物の受入枠の見直し)

一般廃棄物枠の一部を産業廃棄物枠に振り替え

(埋立期間の延伸)

埋立期間を平成元年度から約33年間
⇒約39年間に延伸

(次期フェニックス事業に向けての圏域市町村における課題)

(国の指摘)

- 近畿圏での3Rの取り組みの遅れを指摘されている。

(圏域市町村の課題)

- 次期処分場を計画するにあたっては、既存の処分場をできるだけ長期にわたり有効に活用するとともに、廃棄物の減量化に努めてもなお新たな処分場が必要であることについて、住民や国などの関係者から理解を得ていく必要がある。

第2回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料
(資料No.6)

大阪湾圏域広域処理場整備促進協議会における廃棄物減量化目標と八尾市の想定数値 (単位:千トン)

	基準年(平成12年度)		実績				想定数値(平成27年度)		
			平成19年度		平成20年度				
	圏域	八尾市	圏域	八尾市	圏域	八尾市	圏域	八尾市	
								目標	基本計画
ごみ排出量	9,841 (100%)	87 (100%)	8,577 (87%)	91 (105%)	8,120 (83%)	87 (100%)	7,381 (75%)	65 (75%)	69 (79%)
最終処分量	1,950 (100%)	19 (100%)	1,268 (65%)	19 (100%)	1,183 (61%)	17 (89%)	780 (40%)	8 (42%)	12 (63%)
リサイクル率	9.7%	19.2%	13.2%	15.6%	13.7%	15.5%	25.0%	25.0%	26.5%

地域別ごみ排出量, 再資源化量, 最終処分量等(平成22年度実績)

地域	1人1日あたりごみ排出量				再資源化			最終処分		
	総量	順位	生活系	事業系	1人1日 再資源化量	再資源化率	順位	1人1日 最終処分量	最終処分率	順位
近畿	1,020g	6	648g	372g	146g	14.3%	7	142g	13.9%	6
フェニックス圏域 (近畿2府4県168市町村)	1,021g	—	645g	376g	144g	14.1%	—	144g	13.8%	—
北海道・東北	986g	5	690g	296g	183g	18.5%	6	155g	15.8%	7
関東	971g	3	741g	230g	224g	23.0%	2	79g	8.2%	1
中部	972g	4	714g	258g	222g	22.8%	3	90g	9.2%	2
中国	986g	5	670g	316g	274g	27.8%	1	99g	10.0%	3
四国	925g	1	693g	232g	187g	20.2%	4	100g	10.8%	5
九州・沖縄	934g	2	636g	298g	186g	19.9%	5	96g	10.3%	4
全国	976g	—	697g	279g	203g	20.8%	—	104g	10.7%	—

出典:環境省資料

【焼却工場】

(経過)

昭和38年1月に、わが国最初の機械炉工場である住吉工場(後の住之江工場)を完成させた大阪市は、可燃性ごみの全量焼却達成を目標に焼却施設の増設に努め、その一環として昭和41年9月に処理能力日量450トンの八尾工場が建設された。この工場は、大阪市が、八尾市との行政協定に基づいて、八尾市から工場用地の無償譲渡を受けて建設し、大阪市が管理運営を行いつつ両市のごみを焼却するものであった。

その後、大阪市では、昭和55年7月の大正工場の完成で可燃ごみの全量焼却体制が確立されることとなったが、ごみの排出量の増加に対応し、将来とも安定した全量焼却体制を維持していくためには、老朽化した既設工場の建替を順次行い、焼却能力の増強を図る必要があった。また、八尾市においても、協定締結当初に比べ、ごみが増量しており協定日量の増量について要望していた。このため、大阪市では老朽化してきた八尾工場について、処理能力日量600トンに増強した新工場への建替を進め、平成7年4月に現八尾工場を完成させるとともに、協定日量を150トンから250トンに変更し、現在まで至っている。

(現状)

【大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会】

大阪市におけるごみ処理量は、長引く景気低迷の影響やごみ減量・リサイクル施策の推進に伴い、平成3年度をピークに減少傾向に転じている。

これまでの「老朽化したごみ焼却工場を順次建て替える」といった従来型の計画から、将来を見据えた建替え計画を策定する必要性が生じてきた。

●平成21年11月の「大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会報告書」

「市域外にある立地する八尾工場の将来計画については、長年の経過や行政協定の趣旨を踏まえつつ、八尾市との十分な協議が必要であると思われる」

八尾工場の耐用年数とされる平成38年度以降の計画は何ら示されていないことから、実質的に大阪市からの『切り離し』を想定⇒八尾市における将来のごみ焼却処理をどの

【共同処理のあり方についての検討】

社会環境や経済情勢の変化に伴うごみ焼却処理量の大幅な減少⇒共同処理について再検討

将来における適切な共同処理体制の確立に向け、効率的な共同処理手法や体制の検討・協議

(取り組むべき課題)

●これまでのような、焼却量に応じた焼却委託料を大阪市に支払うという形式から、焼却工場の施設整備費や管理運営経費の負担が必要になってくることが想定される。



◎将来の世代にのみ負担を負わせるのではなく、今の世代についても一定の負担を負うべきである。

◎今の世代による3Rに向けた一層の取り組みが、将来の世代の負担の軽減につながる



家庭ごみの有料化の導入

- ・環境施策(焼却工場にかかる新たな負担など)への活用
- ・ごみ処理費用にかかる負担の公平化
- ・ごみ処理の現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上

新規焼却施設の建設費・維持管理費の試算

★目標年度の平成32年度の計画焼却処理量を処理する施設規模で建設費・維持管理費を算定する。(本来は、稼働後30年前後で建て替え)

	平成32年度の 焼却処理量	日処理量	施設規模	建設費	維持管理費
一般廃棄物処理基本計画における目標	57,394t/年	157t/日	220t/日	11,000百万円	1,148百万円/年
現状の八尾市(平成23年度実績)に基づく試算	76,247t/年	209t/日	290t/日	14,500百万円	1,525百万円/年

注1)施設規模の算定は、計画年間日平均処理量÷実稼働率(280日/365日)÷調整稼働率(0.96)によった。

2)建設単価は、最近5年間の100t以上の焼却施設の実勢価格(5千万円/t)によった。(都市と廃棄物 Vol. 40No.7(2010))

3)維持管理費については、政令指定都市の処理処分原価の平均(20,000円/t)とする。(大阪市廃棄物減量等推進審議会 第2回)

第2回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料
(資料No.6)

本市が平成23年6月に策定いたしました第2期八尾市行財政プログラム(平成23年～平成26年度)における八尾市の中期財政見通しは下記のとおりとなっており、厳しい財政状況が想定されております。


【参考:八尾市の中期財政見通し】

(単位:百万円)

科 目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入	市税	38,579	37,755	37,442	37,292	37,275
	譲与税・交付金	4,271	4,191	4,308	4,308	4,308
	地方交付税	10,520	10,825	11,373	11,485	11,498
	国庫・府支出金	23,766	25,561	26,386	26,878	27,141
	繰入金	300	404	300	300	300
	市債	7,903	8,388	10,238	9,142	8,542
	うち退職手当債	1,000	1,000	1,000	0	0
	うち臨時財政対策債	5,296	4,300	4,300	4,300	4,300
	その他	5,370	5,350	5,267	5,267	5,267
	合計(A)	90,709	92,474	95,314	94,672	94,331
出	義務的経費	52,430	54,009	54,577	54,777	55,326
	人件費	18,155	18,264	18,238	17,823	17,718
	扶助費	25,824	27,240	27,669	28,107	28,554
	公債費	8,451	8,505	8,670	8,847	9,054
	一般行政経費	31,462	32,748	32,250	32,457	32,667
	うち物件費	10,294	11,140	10,626	10,626	10,626
	うち補助費等	6,854	7,055	6,936	6,936	6,936
	うち繰出金	13,324	13,584	13,788	13,995	14,205
	投資的経費	5,825	6,539	9,734	9,881	8,726
	合計(B)	89,717	93,296	96,561	97,115	96,719
歳入歳出差引額 (C)=(A)-(B)		992	▲ 822	▲ 1,247	▲ 2,443	▲ 2,388
翌年度へ繰越すべき財源 (D)		134				
基金の活用 (E)		0				
実質収支 (C)-(D)+(E)		858	▲ 822	▲ 1,247	▲ 2,443	▲ 2,388
H23～H26までの累積赤字額 (ア)						▲ 6,900

※歳入歳出とも借換債を除く。

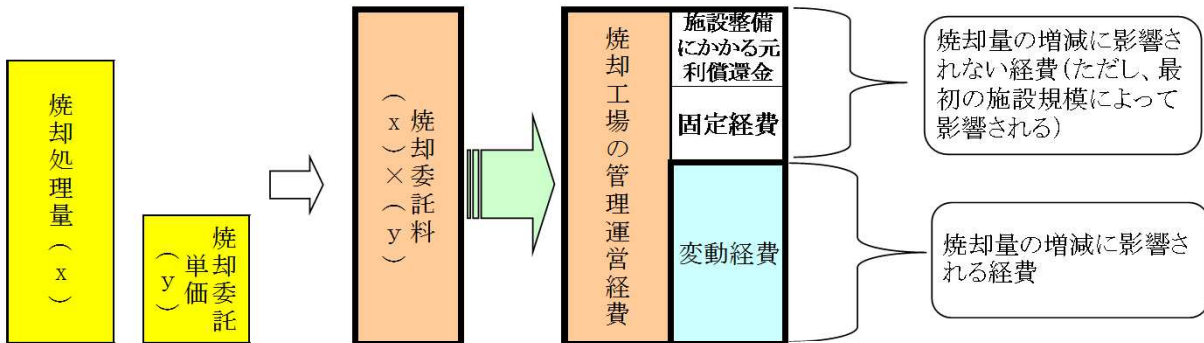
※平成22年度については、決算見込み。

項目/年度	平成22年度	基金取崩し可能額
年度末基金残高	6,936	H22年度末見込み 6,936百万円(イ) H23～26年度の利子等積立金 482百万円(ウ)
財政調整基金	5,038	 (ア)+(イ)+(ウ)=518百万円 ⇒H26年度末で基金がほぼ枯渇する
公共公益施設整備基金	1,898	

〔図6 焼却工場にかかる経費のイメージ〕

現在の焼却処理にかかる経費
(イメージ)

今後想定される焼却処理にかかる経費
(イメージ)



焼却委託量の増減に比例して、
焼却委託料も増減する。

・焼却委託料の増減に比例して、変動する経費と影響を受けない経費がある。
・建設時の施設規模をできるだけ抑えることが、固定経費の抑制と効率的な運用につながる。

将来の世代の負担が少しでも軽くなるように、今の世代によるごみ減量努力が不可欠

**有料化による手数料収入を
充当することで、世代間の
公平を図ることができる。**

施設規模の大きさによって負担も変わる。施設規模の大きさはごみの焼却量(計画)による。



いわゆる借金に相当する。将来にわたって元利償還金として負担

建設時に投入される市税

2 家庭ごみの有料化制度について

1. 全国的な動向

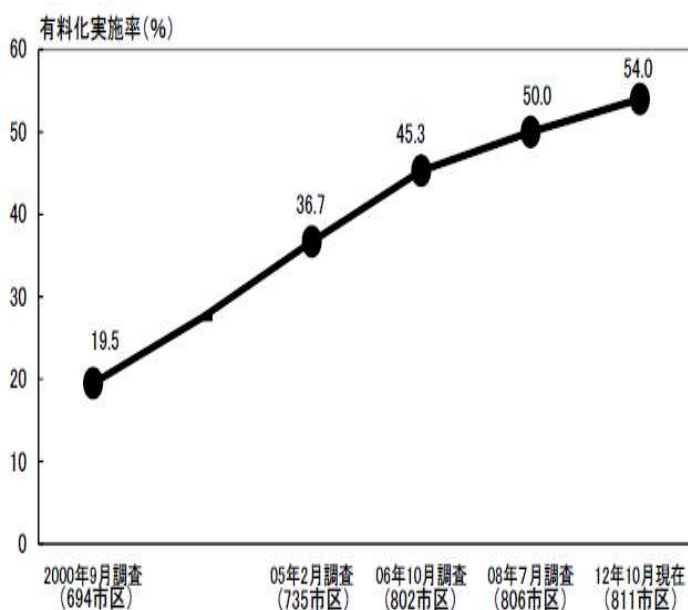
国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(環境省 平成17年5月告示)において、市町村の役割として、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を掲げました。また、それを受けて、国は市町村が有料化を導入する際の参考となる手引きとして「一般廃棄物処理有料化の手引き」が平成19年に作成されています。

家庭ごみの有料化の導入状況は、徐々に増加しつつあります(有料化実施率推移参照)。昭和50年代～平成初期の段階は、守山市、出雲市、高山市等、人口規模の小さな都市が有料化導入の中心でしたが、近年、福岡市(平成17年)、京都市(平成18年)、仙台市(平成20年)、札幌市(平成21年)のように政令都市をはじめ大都市にも導入されつつあります。

全国市区町村の有料化実施状況 (2012年10月現在)

	総数	有料化実施	有料化実施率
市区	811	438	54.0%
町	747	512	68.5%
村	184	119	64.7%
市区町村	1742	1069	61.4%

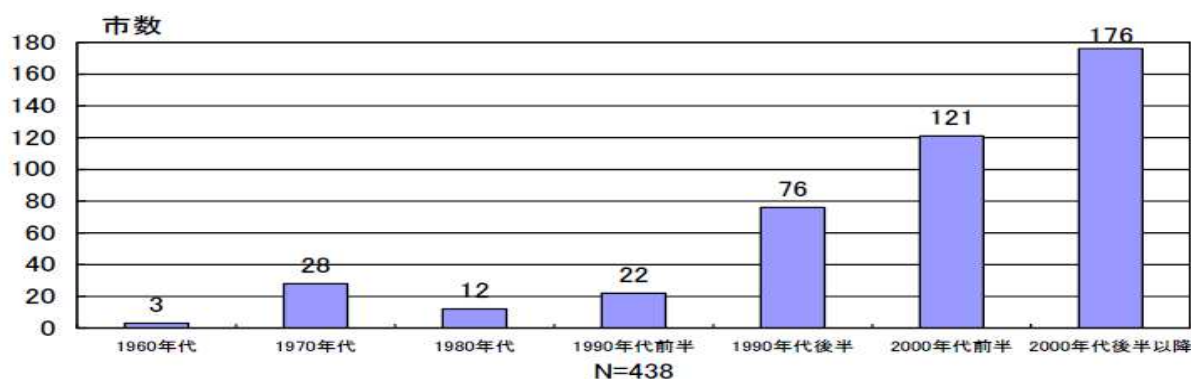
全国都市の有料化実施率推移



有料化都市数 438市

(単純方式 410市+超過量方式 28市)

年代別の有料化都市数推移



注) 2012年10月現在。

出展: 山谷氏(東洋大)調査結果(2012年10月現在)から

2. 有料化の仕組み

家庭ごみの有料化の仕組みは、単純従量制と超過量有料制(二段階方式等複数の変形方式がある)があります。

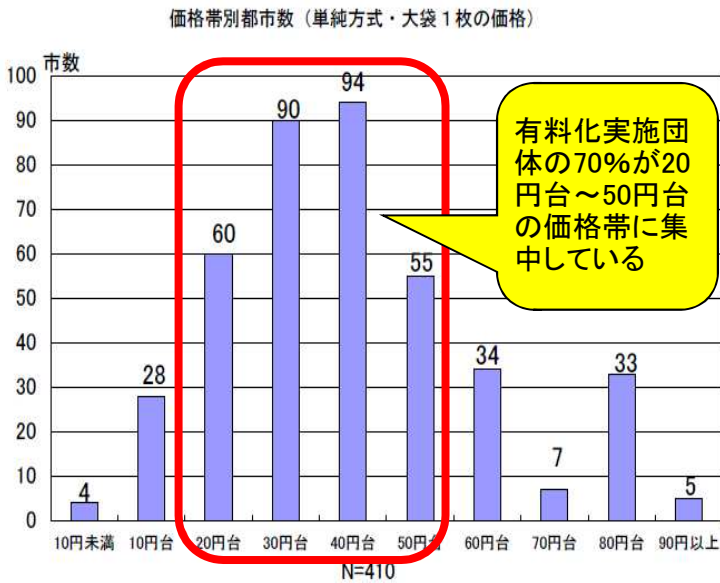
両者には長所・短所がありますが、一定量までの把握の技術的な問題や作業負担の大きさ、無料配布の範囲がごみ減量への誘導の範囲を超えた枚数にならざるを得ないなどにより、最近では単純従量制を採用する都市が多くなっています。

	単純従量制	超過量有料制
タイプ		
仕組み	<p>○ごみの排出量に応じて、排出者がごみ処理費用の一定割合を比例的に負担する方式。 一般的には、ごみ処理手数料が上乘せされた有料指定ごみ袋を小売店等で購入。</p>	<p>○ごみの排出量が一定量となるまでは無料(※二段階方式では低額の負担)であり、一定量を超えると排出量に応じてごみ処理費用の一定割合を比例的に負担する方式。 一般的に、無料(または低額負担)の範囲は、可燃ごみで年間100～150枚(排出世帯数により異なる)。また、一定量を超えた場合は有料指定ごみ袋を小売店等で購入。</p>
主な特徴	<p>[仕組みの分かりやすさ] ○ごみを多く排出するほど、ごみ袋を多く購入する単純なシステムで市民に仕組みが分かりやすい。</p> <p>[ごみ減量意識や行動への誘導、減量効果] ○経済的動機付け(インセンティブ)によるごみ減量意識や行動への誘導が期待できる。 ○ごみ排出量の多少に関わらず手数料負担が発生するため、減量効果は超過量有料制に比べて大きいと言われている。</p> <p>[負担の公平性] ○ごみを多く出す人ほど金銭的負担が大きくなるため、負担の公平性が図れる。</p> <p>[制度の運営に要する事務経費] ○有料指定袋の制作、指定袋の流通・管理、指定袋販売委託料等、有料指定袋制度運営のための一定額の事務経費が発生する。 ○一定枚数の指定袋の市民への配布等、超過量有料制に比べて余分な事務経費は発生しない。</p> <p>[手数料収入] ○超過量有料制に比べて大きな手数料収入が得られる。</p>	<p>[仕組みの分かりやすさ] ○指定ごみ袋を市民が入手する方法として、無料配布分と有料購入分の2つがあり、単純従量制に比べて仕組みが複雑。しかし、ごみの減量に積極的に取り組む市民にとって、無料配布枚数以下であればごみ処理費用の負担はなく、理念的には優れた仕組みである。しかし、現実的には以下のような問題をかかえている。</p> <p>[ごみ減量意識や行動への誘導、減量効果] ○経済的動機付け(インセンティブ)によるごみ減量意識や行動への誘導が期待できる。 ○一定枚数までは無料であり(二段階方式は除く)、さらに、一定枚数が通常多めに配布されるため、減量行動への動機付けが働かず、減量効果は発揮しにくいと言われている。</p> <p>[負担の公平性] ○一定枚数までは無料であり(二段階方式は除く)、さらに、一定枚数が通常多めに配布されるため、その範囲内では、負担の公平性は図られないと言われている。</p> <p>[制度の運営に要する事務経費] ○有料指定袋の制作(無料分、有料分)、指定袋の流通・管理、販売手数料等に加えて、一定枚数の無料の指定袋の市民への配布、そのための保管等の超過量有料制の有料指定袋制度運営のための事務経費が上乘せされ、単純従量制に比べて多くの事務経費を要する。</p> <p>[手数料収入] ○指定ごみ袋の無料配布分のウェイトが大きく、単純従量制に比べて手数料収入は少ない。</p>
実施市	<p>福岡市(H17.10)、京都市(H18.10) 仙台市(H20.10)、札幌市(H21.7)等</p>	<p>高山市(H4.4)、河内長野市(H8.2)等 ※()内有料化開始年月</p>

(出典)「家庭ごみの有料化について答申素案(案)」(大津市廃棄物減量等推進審議会)資料を一部修正

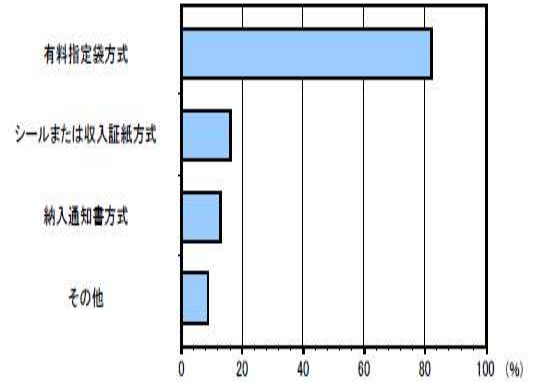
第2回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料 (資料No.6)

また、手数料の価格帯及びごみ処理料金の徴収方法は下記のとおりとなっております。



注) 2012年10月現在。 出展: 山谷氏(東洋大)調査結果(2012年10月現在)から

全国のごみ処理料金の徴収方法の状況



※家庭系一般ごみの処理を有料化している522都市の回答

(出典)「ごみ処理の有料化に係る調査」((社)全国都市清掃会議 H15.3)

【シール方式と指定袋方式の比較】

	シール制	指定袋制
導入都市の例	導入都市はそれほど多くはない (大阪府内) 南河内環境事業組合構成市町村(富田林市・河内長野市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村) *3市2町1村は超過量有料制(無料シール配布→有料シール購入)	多数の都市 (大阪府内) 岸和田市, 池田市, 泉佐野市, 泉南市, 忠岡町, 熊取町, 田尻町
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋等他の袋が使用可能 ・市や自治会が配布する場合、軽く・コンパクトで保管費用や労力が軽減される 	<ul style="list-style-type: none"> ・袋の大きさと対応したごみ処理手数料の徴収ができる ・収集時に容易に有料袋と見分けられ作業効率が低下しない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・大きさ別の手数料が取りにくい(大きさ別料金を定めても45%の袋に45%のごみ処理券が貼られるとは限らない) ・ごみ処理券をはがして他で使用される恐れがある ・ごみ処理券を貼ってあるか否か判別しづらく、作業効率が低下する 	<ul style="list-style-type: none"> ・定められた袋以外は使用できない ・市や自治会が配布する場合、重く、嵩張るため保管費用や労力がかかる

3. ごみ処理手数料の活用事例

本市における家庭ごみの有料化の目的は、近い将来に新たな負担が生じることが想定されることから、将来にそのつけを回すのではなく今の世代においても一定の責任を果たすことで、世代間の公平性を図ることにあります。

したがって、有料化に伴うごみ処理手数料の一部については、積み立てていく必要があると考えます。また、処理手数料の用途についても、市民の皆様には「見える化」を図っていくのが望ましいと考えます。

【参考：鳥取市】

人口 (H22)	20万人	有料化開始時期	平成19年10月	方式	単純従量制
有料制対象ごみ	可燃ごみ、プラスチックごみ				
袋の価格	(消費税込)				
	品目	大 (45リットル)	中 (30リットル)	小20 (リットル)	極小 (10リットル)
可燃ごみ	60円/1枚 600円/1セット	40円/1枚 400円/1セット	30円/1枚 300円/1セット	15円/1枚 150円/1セット	
プラスチックごみ	30円/1枚 300円/1セット	20円/1枚 200円/1セット	15円/1枚 150円/1セット		
※有料指定袋は、10枚1セットで販売します。					
減量効果	<p>(1) 可燃ごみの搬入実績</p> <p>有料化の前年 (H18.10.1～H19.9.30) と有料化後 (H19.10.1～H20.9.30) を比較すると、有料化前年の年間合計は37,042t、有料化後の年間合計は30,591tで、比較の差は6,451t、率にすると<u>17.4%の減</u>となっています。</p> <p>(2) プラスチックごみの搬入実績</p> <p>有料化の前年 (H18.10.1～H19.9.30) と有料化後 (H19.10.1～H20.9.30) を比較すると、有料化前年の年間合計は2,743t、有料化後は2,397tで、比較の差は346t、率にすると<u>12.6%の減</u>となっています。</p>				
	<p>【可燃ごみ排出量の推移(前年同時期との比較)】</p> <p>【プラスチックごみ排出量の推移(前年同時期との比較)】</p> <p>出典：鳥取市資料</p>				

平成 19 年度 ごみ処理手数料 (指定ごみ袋代) の使途

【収入】

2 億 7400 万円 100%

【主な支出】 (制度導入のための経費に多く充てています)

使途	金額	
家庭ごみ有料化事業 ・ 指定ごみ袋製造費 ・ 袋の保管配送業務委託料 ・ 冊子・チラシなどの広報費 ・ ごみ袋取扱販売委託料 など	1 億 9220 万円	70%
再資源化等推進団体奨励金	2563 万円	} 30%
資源ごみ収集経費	5032 万円	
生ごみ処理機器購入補助 など	585 万円	

【参考: 泉佐野市】

人口 (H22)	10 万人	有料化開始時期	平成 18 年 4 月	方式	単純従量制		
有料制対象ごみ	可燃ごみ						
袋の価格	市指定袋の種類						
	種類	セット内容		金額			
	50ℓ袋	1セット (10枚入り)		500円			
	20ℓ袋	1セット (10枚入り)		200円			
	10ℓ袋	1セット (10枚入り)		100円			
減量効果	●ごみ排出量 14%削減 (H18/H17の排出量の比較)						
		H17	H18	H19	H20	H21	H22
	可燃ごみ (t)	54,226	46,754	46,151	42,942	42,869	42,136
	減量率	100	86.2	85.1	79.2	79.1	77.7
		有料化 導入 (4月)					
出典: 泉佐野市資料							

第2回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料

平成21年度家庭系可燃ごみ有料化の収支詳細

歳 入(市指定袋の収支:手数料)				
袋の種類	枚数(枚)	単価(円)	手数料額(円)	備 考
50ℓ袋	1,343,610	50	67,180,500	
20ℓ袋	2,164,710	20	43,294,200	
10ℓ袋	588,350	10	5,883,500	
歳入合計			116,358,200	

歳 出			
摘 要		金 額(円)	備 考
有料化 実施 経費	1 市指定袋制作費	16,986,450	
	2 市指定袋取扱委託料等	8,418,557	
	3 市指定袋保管・配送委託料	2,879,112	
	4 市指定袋取扱関係事務経費	324,335	
	5 福祉の配慮無料給付分	9,440,000	
	小 計		38,048,454
ごみ 減量 化 推 進 経 費	6 かん・びん・ペットボトル本体、容器包装プラスチックの選別及び再資源化業務委託料	84,085,645	
	7 啓発経費(アニュアル・ポスター制作費)	2,758,050	
	8 生ごみ処理機購入助成金等	771,000	
	9 有価物集団回収及び廃棄物減量等推進活動報償費	2,410,000	
	10 人件費	14,954,650	
	11 廃棄物中継施設管理事業費	1,357,052	施設稼働はH20.4～
小 計		106,336,397	
不法 投 棄 等 対 策 経 費	12 不法投棄対策等委託料	6,768,394	
	13 ボランティア袋制作費	122,062	
	14 啓発ポスター用パウチフィルム	166,400	
	15 現場用作業用具等	93,810	
	小 計		7,150,666
歳 出 合 計		151,535,517	

第2回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料

治体、ごみ減量や地球温暖化防止のための市民活動等への支援事業資料(附6)のため、基金に積み立てている自治体もあります。

本市においても、手数料の用途を明確化するために、基金の造成が必要であると考えます。

①岡山市 平成22年度:4億9千万円

※平成31年度以降に広域化体制へ移行するまで3施設体制を維持するための岡南環境センター(焼却工場)の機能維持・処理能力を確保するための延命化工事等

家庭ごみ有料化に伴う手数料及びその用途(平成22年度)について

家庭系ごみ処理手数料				拡充経費			基金積立金充当	
単位:千円				単位:千円			単位:千円	
家庭系ごみ処理手数料							一般廃棄物処理施設整備基金積立金充当額	
939,658							498,429	
販売実績				地球温暖化対策推進			環境保全推進	
種類	枚数	金額	割合	区分	事業内容	金額	金額	
45リットル袋	8,905,000	445,250,000	28%	周知・広報・啓発	環境学習用パンフレット作成等	2,573	2,573	
30リットル袋	9,733,500	292,005,000	30%		小計			
20リットル袋	7,512,500	150,250,000	23%		不法投棄・不適正排出対策	ごみステーション監視・指導経費		3,111
10リットル袋	4,390,500	43,905,000	14%	ごみステーション設置補助ほか		283		
5リットル袋	1,671,500	8,357,500	5%	小計		3,394		
				資源化対策推進	資源化物2回収集経費	43,347	81,883	
					生ごみ処理容器購入補助ほか	38,536		
					小計			
				地球温暖化対策推進	省エネルギー推進事業	27,157	87,154	
					電気自動車導入事業	12,544		
					地球温暖化対策地球推進計画等策定事業ほか	14,613		
					自然エネルギー普及事業	59,503		
					住宅用太陽光発電システム整備補助	49,841		
					庁舎等太陽光発電システム整備事業ほか	9,662		
					もったいない運動推進事業	494		
					ライトダウンキャンペーン事業	494		
					小計			
					環境保全推進	ESD推進事業ほか		725
				小計	725			
				自然環境保護推進	生物多様性保全地域戦略づくり推進プロジェクト	1,097	1,097	
				合計		176,826		

岡山市

②天理市 - (予定)

※稼働後30年経過しているごみ焼却工場の新設(60t/日×2基を予定)に向けた積立金に、家庭ごみ有料化による手数料収入を充当予定
(「家庭系ごみ有料化(案)の概要」(H24.9.18~10.18パブリックコメント実施))

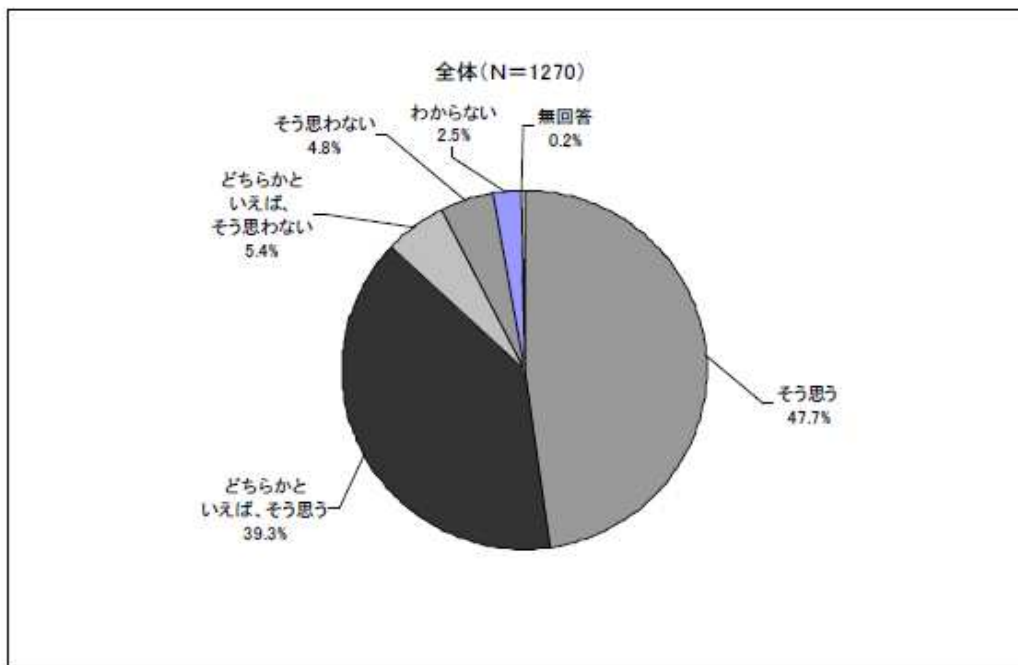
第2回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料

家庭ごみを有料化することにより、ごみ減量に努力している市民に(資料No.6)定の費用負担を求めることになるが、ごみの減量に努力している市民の費用負担は少なく、努力をせずにごみを多く出す市民はそれに応じて費用負担が増えることになり、ごみ排出量に応じた負担の公平化が図れます。但し、超過量有料制では、一定枚数までは無料であり、さらに、一定枚数が通常多めに配布されるため、その範囲内では、負担の公平性は図られないとされています。

●ごみの現状、減量・リサイクル等に対する、市民の関心の向上

有料化導入前の地元説明会やマスコミ等によるごみ問題の取り上げ、また、導入後には有料指定袋の購入時にごみ処理費用の負担を実感すること等により、市民のごみに対する関心が高まります。

問1 新ごみルール実施後、あなたのごみ減量・リサイクルに対する意識は高まりましたか。あてはまるものに1つ○をつけてください。



新ごみルール実施後、ごみ減量・リサイクルに対する意識が高まったかという問いに対しては、「そう思う」が47.7%と最も多く、次いで「どちらかといえば、そう思う」が39.3%となっている。

新ごみルールの実施後、9割近くの人がごみ減量・リサイクルに対する意識が高まったと感じている。

出展：札幌市 平成21年度「ごみ減量・リサイクルに対する行動・意識等」に関する市民意識調査 報告書

第2回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料
(資料No.6)

●市民の行動をごみ減量の行動へ誘導(動機付け)

家庭ごみを有料化することにより、その費用負担を軽減するため、ごみ排出量を減量しようという動機(インセンティブ)が働く。

[具体的な減量効果の事例]

都市名	人口	制度	導入時期	袋の価格	減量効果	算定方法
札幌市	191万人	単純従量制	H21.7	2円/ℓ	33%(可燃ごみ)	対前年度同月比(7~4月)
京都市	147万人	"	H18.10	1円/ℓ	17%(可燃ごみ)	対前年度同月比(10~9月)
仙台市	105万人	"	H20.10	0.9円/ℓ	18%(可燃ごみ)	H21/H18
新潟市	81万人	"	H20.6	1円/ℓ	30%(家庭系ごみ全体)	対前年度同月比(11カ月)
岡山市	71万人	"	H21.2	1.1円/ℓ	19%(可燃ごみ)	対前年度同月比(1~12月)
熊本市	73万人	"	H21.10	0.8円/ℓ	14%(可燃ごみ)	対前年度同月比(10~9月)
鳥取市	20万人	"	H19.10	1.3円/ℓ	17%(可燃ごみ)	対前年度同月比(10~9月)
米子市	15万人	"	H19.4	1.5円/ℓ	12%(家庭系ごみ全体)	H19/H17
泉佐野市	10万人	"	H18.4	1円/ℓ	14%(可燃ごみ)	H18/H17
泉大津市	8万人	"	H22.12	1円/ℓ	15%(可燃ごみ)	H22.1~3/H21.1~3
恵庭市	7万人	"	H22.4	2円/ℓ	20%(家庭系ごみ全体)	対前年度同月比(8カ月)

出典：各都市のHPから作成

[特例市の状況]

【単純方式】

自治体	実施時期	料金 (大袋40~45)	不燃	備考	1人1日当たり 排出量	特例市中 順位(H22)
青森県 八戸市	H14.6	30			666 ^g	13
山形県 山形市	H22.7	35/350		プラ35/35	732 ^g	29
茨城県 水戸市	H18.4	30			822 ^g	40
群馬県 太田市	H17.3	15	40		749 ^g	32
神奈川県 大和市	H18.7	64			662 ^g	10
新潟県 長岡市	H16.10	52			642 ^g	7
大阪府 岸和田市	H14.7	45		(旧超過量方式)	600 ^g	4
鳥取県 鳥取市	H19.10	60		プラ30	566 ^g	2
広島県 呉市	H16.10	40			665 ^g	11

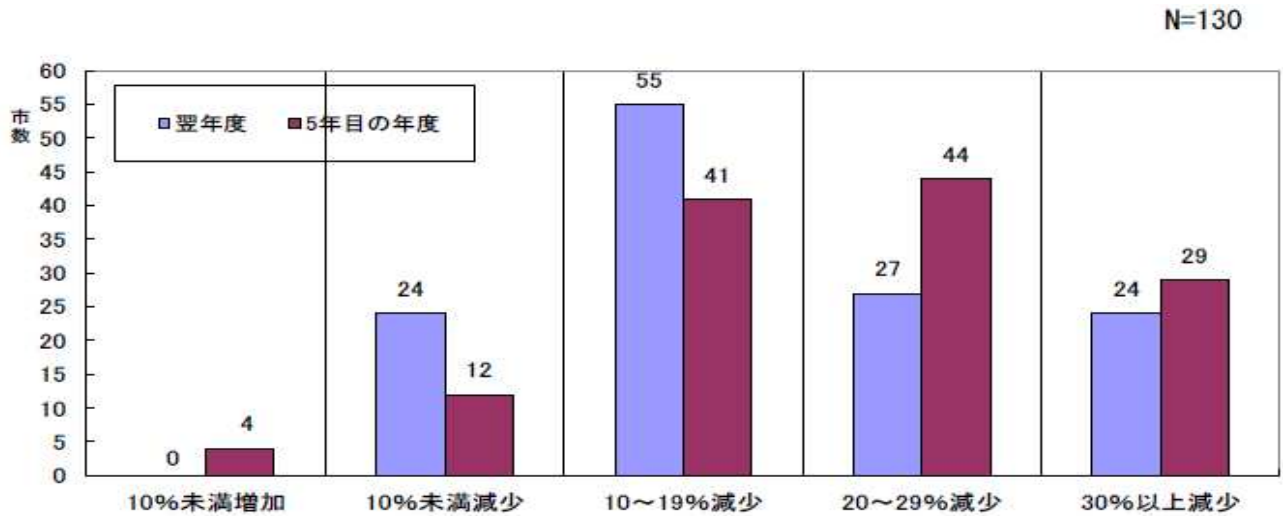
【超過量方式】

自治体	実施時期	料金 (大袋40~45)	不燃	備考	1人1日当たり 排出量	特例市中 順位(H22)
長崎県 佐世保市	H17.1	210+袋代		年間1人当たり20枚 (450袋4枚入りとの引 換券5枚)	520 ^g	1

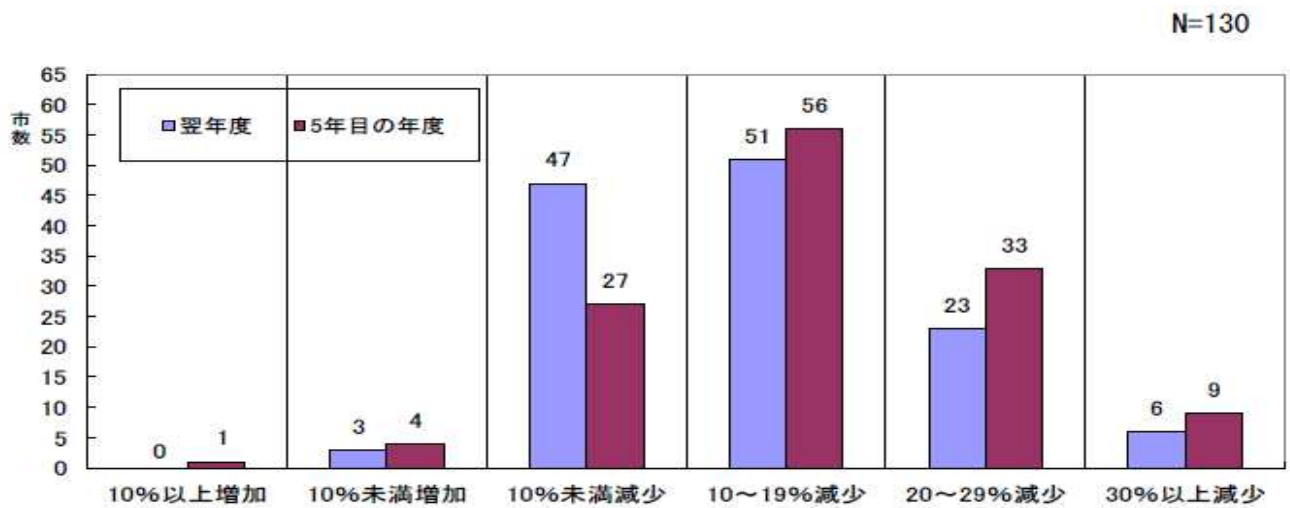
八尾市	712 ^g	23
-----	------------------	----

	実施時期	実施直前排出量 (実績年度)	実施後排出量 (実績年度)	削減量(削減率)
鳥取市	H19.10	671 ^g (H19)	614 ^g (H20)	▲57 ^g (▲8.5%)
山形市	H22.7	765 ^g (H21)	732 ^g (H22)	▲33 ^g (▲4.3%)

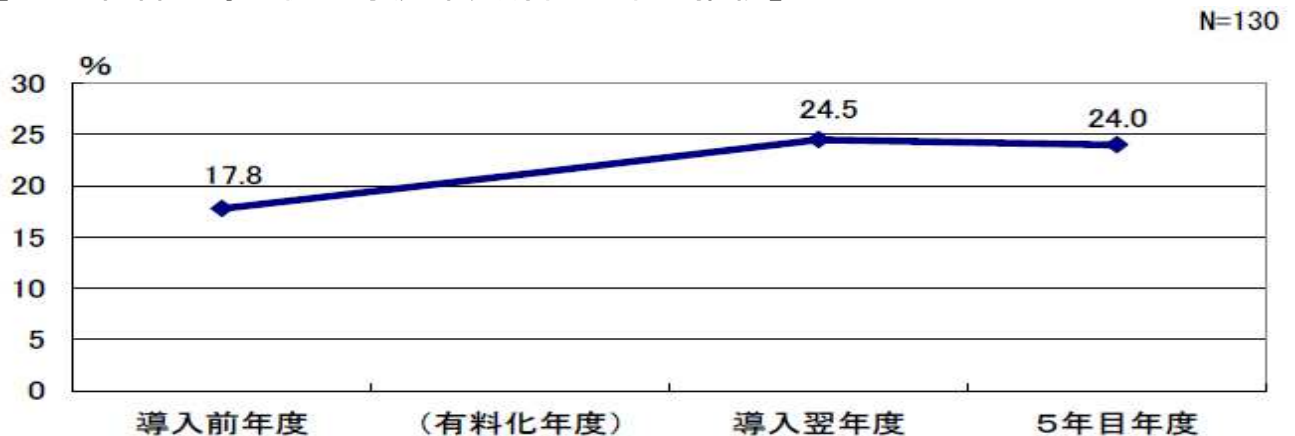
【図7:有料化導入後の家庭系可燃・不燃・粗大等ごみの減量効果】



【図8:有料化導入後の家庭ごみ排出量の減量効果】



【図9:有料化導入後の家庭系資源回収率の推移】



出展:山谷氏(東洋大)第4回全国都市家庭ごみ有料化調査(2012年2～3月実施)から

3 八尾市の指定袋制度について

1. これまでの経過

本市の指定袋制度については、平成8年10月から5種分別・指定袋制としてスタートし、平成21年10月からは8種分別・指定袋制(簡易ガスボンベ・スプレー缶は4月から)に拡充しました。また、本市における指定袋制度の大きな特長といたしまして、地域の皆さんとの連携を図りながら導入し、運用してきたという点が挙げられます。また、府内はもとより、全国的にも無料で指定袋を配付している事例は珍しいと思われま

大阪府内市町村の家庭ごみ排出用袋の状況

市町村名	可燃ごみ						不燃ごみ	粗大ごみ収集		
	自由袋	透明・半透明袋	推奨袋	単純指定袋		有料指定袋		電話申込	有料制	
				市から無料配布	販売店購入	単純従量制				超過量有料制
1 大阪市		○					収集区分無し	○	○	
2 堺市		○					不燃小物類を粗大ごみで収集(無料)	○	○	
3 岸和田市						○	自由袋(埋立ごみ)	○	○	
4 豊中市					○		単純指定袋(販売店購入)	○	○	
5 池田市						○	有料指定袋(超過量有料制)		○	
6 吹田市				○			自由袋(小型複雑ごみ)			
7 泉大津市						○	不燃類を粗大ごみで収集(有料)	○	○	
8 高槻市		○					透明・半透明袋			
9 貝塚市					○		不燃類を粗大ごみで収集(有料)	○	○	
10 守口市		○					不燃類を粗大ごみで収集(有料)	○	○	
11 枚方市		○					不燃類を粗大ごみで収集(有料)	○	○	
12 茨木市		○					収集区分無し		○	
13 八尾市				○			単純指定袋(市配布)	○		
14 泉佐野市						○	不燃類を粗大ごみで収集(有料)	○	○	
15 富田林市						○	不燃類を粗大ごみで収集(有料)		○	
16 寝屋川市		○					透明・半透明袋	○	○	
17 河内長野市						○	不燃類を粗大ごみで収集(有料)		○	
18 松原市		○					不燃類を粗大ごみで収集(有料)			
19 大東市		○					透明・半透明袋	○		
20 和泉市		○					不燃類を粗大ごみで収集(有料)	○	○	
21 箕面市						○	有料指定袋(超過量有料制)	○	○	
22 柏原市		○					透明・半透明袋			
23 羽曳野市		○					透明・半透明袋			
24 門真市		○					透明・半透明袋	○	○	
25 摂津市		○					透明・半透明袋			
26 高石市		○					透明・半透明袋	○	○	
27 藤井寺市		○					透明・半透明袋	○	○	
28 東大阪市		○					透明・半透明袋	○		
29 泉南市						○	有料指定袋(単純従量制)	○	○	
30 四條畷市		○					不燃類を粗大ごみで収集(無料)	○		
31 交野市		○					不燃類を粗大ごみで収集(無料)	○		
32 大阪狭山市						○	不燃類を粗大ごみで収集(有料)	○	○	
33 阪南市						○	不燃類を粗大ごみで収集(有料)	○	○	
34 島本町	○						自由袋	○	○	
35 豊能町		○					透明・半透明袋	○	○	
36 能勢町						○	有料指定袋(単純従量制)	○	○	
37 忠岡町						○	不燃類を粗大ごみで収集(有料)	○	○	
38 熊取町						○	不燃類を粗大ごみで収集(有料)	○	○	
39 田尻町						○	不燃類を粗大ごみで収集(有料)	○	○	
40 岬町	○						不燃小物類を粗大ごみで収集(有料)	○	○	
41 太子町						○	不燃類を粗大ごみで収集(有料)		○	
42 河南町						○	不燃類を粗大ごみで収集(有料)		○	
43 千早赤阪村						○	不燃類を粗大ごみで収集(有料)		○	

第2回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料
(資料No.6)

2. 家庭系指定袋について

指定袋の配付にあたり、配付先の名簿を作成・管理しております。名簿の登録数と不足等に伴う追加配付数をもとに算出すれば、約2,100万枚の指定袋が配付されることとなります。

また、指定袋制度の運用については、制度導入当時から地域の皆様のご協力をいただきながら進めてまいりました。指定袋の配付謝礼は、集団回収奨励金とともに地域活動を支える貴重な財源となっております。

世帯人数別指定ごみ袋配付数(通常配付分)(平成23年度)

通常配付分	世帯人数	世帯数	可燃	容プラ	ペット	資源	複雑	埋立	合計
	1	25,441	2,645,864	610,584	305,292	610,584	152,646	152,646	4,477,616
	2	32,378	3,367,312	777,072	388,536	777,072	194,268	194,268	5,698,528
	3	22,035	2,732,340	528,840	264,420	528,840	132,210	132,210	4,318,860
	4	20,274	2,513,976	486,576	243,288	486,576	121,644	121,644	3,973,704
	5	7,486	928,264	179,664	89,832	179,664	44,916	44,916	1,467,256
	6	2,219	275,156	53,256	26,628	53,256	13,314	13,314	434,924
	7	640	79,360	15,360	7,680	15,360	3,840	3,840	125,440
	8	172	21,328	4,128	2,064	4,128	1,032	1,032	33,712
	9	34	4,216	816	408	816	204	204	6,664
	10	23	2,852	552	276	552	138	138	4,508
	11	1	124	24	12	24	6	6	196
	12	1	124	24	12	24	6	6	196
	13	0	0	0	0	0	0	0	0
	14	0	0	0	0	0	0	0	0
	15	1	124	24	12	24	6	6	196
	小計(A)	110,705	12,571,040	2,656,920	1,328,460	2,656,920	664,230	664,230	20,541,800
追加配付分	小計(B)	587,306	71,245	37,322	39,533	44,273	10,697	790,376	
合計(A)+(B)		13,158,346	2,728,165	1,365,782	2,696,453	708,503	674,927	21,332,176	

※通常配付分については、23年度における資源循環課登録世帯より算出

※追加配付分については実績数値

指定袋等による分別収集事業

年度	発注枚数(枚)	指定袋分別収集経費(円)	指定袋等による分別収集事業		
			指定袋作成・配送委託料	配布謝礼金	その他経費
16	19,190,000	97,295,114	75,495,000	10,405,800	11,394,314
17	19,782,500	119,211,809	96,978,000	10,393,440	11,840,369
18	19,364,000	123,593,062	104,437,725	10,344,120	8,811,217
19	18,822,500	127,439,182	108,748,983	10,272,480	8,417,719
20	18,198,800	124,858,298	109,319,835	10,205,400	5,333,063
21	22,971,000	114,438,078	101,071,215	10,137,120	3,229,743
22	22,291,000	108,010,415	91,350,000	10,047,720	6,612,695
23	22,362,000	117,475,877	105,000,000	9,972,300	2,503,577